# 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政 策の名称	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の勧告等が行われ、土地所有者がこれに従って土地を譲渡する場合)			
2	対象税目 ① 政策評価の 対象税目 ② 上記以外の 税目	(法人税:義)(国税) (法人事業税、法人住民税:義(自動連動))(地方税) (所得税:外)(国税) (住民税:外(自動連動))(地方税)			
3	内容	《制度の概要》 農用地区域内の土地が市町村農業振興地域整備計画の農用地利用計画で指定された用途に供されるよう、農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)第14条第2項に基づく市町村の勧告等が行われ、土地所有者がこれに従って土地を譲渡する場合には、年800万円を限度として特別控除できることとする措置。 《関係条項》 租税特別措置法第65条の5、第68条の76			
4	担当部局	農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課			
5	評価実施時期及び分析対 象期間	評価実施時期:令和3年5月~8月 分析対象期間:平成 28 年度~令和2年度			
6	創設年度及び改正経緯	昭和 45 年度: 農振法の勧告等の創設時に、併せて恒久措置として創設 昭和 48 年度: 150 万円から 250 万円に引き上げ 昭和 50 年度: 250 万円から 500 万円に引き上げ 平成元年度: 500 万円から 800 万円に引き上げ(1 年間の時限) 平成 2 年度: 500 万円から 800 万円に引き上げ(1 年間の時限) 平成 3 年度: 500 万円から 800 万円に引き上げ			
7	適用期間	恒久措置			
8	必要性 ① 政策目的及 等 びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民の食料の安定的な供給を図るため、計画的な土地利用の 推進等により優良農地の確保を図る。 なお、政策目的に係る測定指標は、「確保すべき農用地区域 内農地面積(令和12年時点で397万へクタール)」であり、 令和2年度の目標値については、基準年(令和元年)から目標 年(令和12年)までの期間(11年間)に毎年均等で減少する こととして算定し、399.9万へクタールとしている。			

#### 《政策目的の根拠》

- 1. 食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべ き施策
  - 2. 農業の持続的な発展に関する施策
  - (3) 担い手等への農地集積・集約化と農地の確保
    - ② 荒廃農地の発生防止・解消、農地転用許可制度等 の適切な運用

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域・集落における今後の農地利用に係る話合いの促進や共同活動の支援、鳥獣被害対策による農作物被害の軽減、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進、基盤整備の効果的な活用等による荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進める。

あわせて、有効かつ持続的に荒廃農地対策を戦略 的に進めるため、農地の状況把握を効率的に行うた めの手法の検討のほか、荒廃農地の発生要因や地 域、解消状況を詳細に調査・分析するとともに、有 機農業や放牧・飼料生産など多様な農地利用方策と それを実施する仕組みの在り方について「農村政 策・土地利用の在り方プロジェクト」を設置して総 合的に検討し、必要な施策を実施する。

また、農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、国と地方公共団体が一体となって適切な運用を図ることにより、優良農地の確保と有効利用の取組を推進する。

2. 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58 号)

法の目的として、第1条に「土地利用の状況等からみて良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが必要であると認められる集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進するための措置を講じ、もってその地域の振興と秩序ある整備に寄与する」ことを掲げている。

## ② 政策体系に おける政策 目的の位置 付け

## [大目標]

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

#### [中目標]

2 農業の持続的な発展

#### [政策分野]

⑦ 農地集積・集約化と農地の確保

③ 達成目標及 びその実現 による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》

「農用地等の確保等に関する基本指針」(令和2年12月)に掲げた令和12年の農用地区域内農地面積397万haの確保に寄与。

令和2年度の農用地区域内農地面積の目標については、基準年(令和元年)から目標年(令和12年)までの期間(11年間)に毎年均等で減少することとして算定し、399.9万へクタールとしている。

農林水産大臣は、農振法第3条の3に基づき、食料・農業・農村基本計画の変更を踏まえ、おおむね5年ごとに「農用地等の確保等に関する基本指針」を変更することとなっており、令和2年3月31日に食料・農業・農村基本計画が変更されたことを踏まえて、令和2年12月8日に「農用地等の確保等に関する基本指針」を変更し、農用地区域内農地の面積目標を見直したため、当該達成目標について見直しを行った。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄 与》

勧告等が必要な場合には、本措置により所有権の移転等のその円滑な実施が可能となり、秩序ある土地利用の形成が図られ、令和12年の農用地区域内農地面積397万haの確保することで、政策目的の「計画的な土地利用の推進等により優良農地の確保」に寄与。

# 9 有効性

## ① 適用数

### 適用件数

単位:法人

					ー は・
	平成 平成		平成	令和	令和
区分	28 年度	29 年度 30 年度 元年度		2 年度	
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)
件数	0	0	0	0	0

- ※ 農村振興局 農村計画課調べ。
- ※ 租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでいたことから、農村振興局農村計画課より各都道府県に対して調査を実施した。
- ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税における適用件数は同一。

本特例措置は、農用地区域内の土地が、農用地利用計画において指定された用途に供されていないため、農振法第 14 条第 1 項に基づき、市町村長がその用途に供すべき旨を勧告した場合において、所有権者等がその勧告に従わない等のときに、同条第 2 項に基づき所有権移転等に関する協議をすべき旨を勧告し、これに基づいて所有権移転等が行われる場合等に適用されるものである。

近年、本特例措置の適用実績がない理由としては、同条第1項の勧告が行われた場合において、所有権者等が勧告に従ってその土地を指定された用途どおりに供することにより、本特例措置の対象となる同条第2項に基づく所有権移転等に関する協議をすべき旨の勧告等を発動するまでに至らないことが考えら

		_					
		れる。 なお、本措 しており、特				譲渡した者を	<u></u> E対象と
	②適用額						. 五万田
			平成	平成	平成	令和	令和
		区分	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
			(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)
		法人税	_	_	_	_	_
		法人事業税	_	_	_	_	_
		法人住民税	_	_	_	_	_
		※ 農村振興局 農村計画課調べ。					
		※ 租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特					
		別措置等の適用額を含んでいたことから、農村振興局農村計画課					
				して調査を		1.7.***********************************	
	│ : ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※						同一。 
	③ 減収額	減収額					
			T - P	T			位:百万円 一
		   区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
		En	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)
		法人税	-	-	-	-	-
		法人事業税	_	_	_	_	_
		法人住民税	_	_	_	_	<u> </u>
		※ 農村振興局 農村計画課調べ。					
		※ 租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特					
		別措置等の減収額を含んでいたことから農村振興局農村計画課よ り各都道府県に対して調査を実施した。					
		り各都迫ん	付県に対し	て調査を実	施した。		
	④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》			犬況》		
		農用地区域内	農地面積(	の確保状況	,	•	· · · · · ·
			平成	平成	平成	令和	単位:万 ha 一 令和
		   区分	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2年度
			(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)
		面積	403	402	401	400	400
		※令和2年度の実績については、令和3年8月時点での集計値。					
				12 月変			
	更)における令和2年度の農用地区域内農地面積の目標に						
į		ては、基準年(平成 26 年)から目標年(令和7年)までの期間					
		(11 年間) に					
		と算定してい				夏の実績は △	100 万へ
		クタールと目 │ _ ★ = ##				ローサベキ	<b>⇔业</b> 1 -
		一刀、辰M		す、 長振法 ☆ 亜 ≠ 吶 ≠		3に基づき、	及科 <b>"</b>

農業・農村基本計画の変更を踏まえ、おおむね5年ごとに「農

			用地等の確保等に関する基本指針」を変更することとなっており、令和2年3月31日に食料・農業・農村基本計画が変更されたことを踏まえて、同年12月8日に「農用地等の確保等に関する基本指針」を変更し、農用地区域内農地の面積目標を見直している。 新たな基本指針における令和2年度の農用地区域内農地面積の目標については、基準年(令和元年)から目標年(令和12年)までの期間(11年間)に毎年均等で減少することとして算定し、399.9万ヘクタールとしている。  《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 市町村の勧告等による所有権移転を行う場合に、譲渡益に課税されることが回避されることから、所有権移転等が円滑に進み、秩序ある土地利用の形成が図られ、結果として農用地区域内農地の確保に寄与。
		⑤ 税収減を是 認する理由 等	本措置は、農用地区域内の土地が、農業振興地域整備計画の農 用地利用計画に指定された用途どおりに利用されていない場合に、 市町村の勧告等による所有権移転を行うことで、秩序ある土地利用 の形成が図られ、結果として農用地区域内農地の確保にもつながる ため、税収減を是認する効果がある。
10	相当性	① 租税特別措 置等による べき妥当性 等	農地の所有権移転を円滑に進めるためには、農地の所有権移 転に伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果 的である。このため、当該年度の税負担を軽減し、国等の予算 額に左右されない租税特別措置の手法が適切である。
		② 他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団 体が協力す る相当性	本措置は、市町村が定める農業振興地域整備計画の農地利用 計画に基づき実施することから、地方公共団体が協力するのは 適当である。
11	有識者の見解		_
12	評価結果の反映の方向性		所有権移転等が円滑に進み、秩序ある土地利用の形成が図られ、 結果として農用地区域内農地の確保に寄与する本措置は引き続き継 続すべきである。
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期		平成 28 年8月